

募 集

「森林を守るための活動」や
「森林への理解が深まるような活動」を募集します!

令和2年度（第2次） 紀の国森づくり基金活用事業の募集について

募集期間：5月25日～6月26日

森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が、平成19年度から施行されています。

県では、両条例に基づき、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、紀の国森づくり基金活用事業（公募事業）を実施します。

この公募事業は、県民主体・県民との協働を重視し、県民自ら企画立案し、実施する活動を公募し、審査・選定のうえ助成するものです。

紀の国の森林を守り育てる活動や、県民の森林への理解が深まる活動など、多くのご応募をお待ちしています。

どんな活動が対象になるの？

森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する活動
県民自らが企画、実施する活動 が対象です。

森とあそび・まなぶ

森林の重要性の普及・啓発
森林を舞台にした遊び・まなぶ場の提供
森林環境研修
森林・林業体験（教室、ツアー等）



森をつくる・まもる

放置され荒廃した森林の整備
異分野協働による森づくり
歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存
森林整備リーダーの育成



森をいかす

公共の場における木材の利活用
森の宝物の利活用
森林の利活用に関する調査・研究



提起

紀の国森づくり基金条例の趣旨にあっ
ているもの



募集の概要はこちら

1 応募資格

県内に事務所又は営業所を有する法人、その他の団体
※当事業において、営利を追求しない法人等であること

2 応募期間

受付期間 令和2年5月25日(月) ~ 令和2年6月26日(金)

※ 郵送の場合は応募締切日消印まで有効

※ 対象となる経費や事業内容等についてお気軽にご相談ください

3 応募方法

申請書類に必要事項をご記入のうえ、郵送、運送又は持参で**最寄りの振興局林務課**へ提出して下さい。(下記に各振興局の住所等を記載しています。)

公募要領と所定の申請書は、県庁森林整備課及び各振興局林務課に設置しています。

また、県庁森林整備課のホームページからも公募要領等をダウンロードできます。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/kikin/koubo_jigyoku.html

4 選定方法

ご応募いただいた事業については、紀の国森づくり基金条例に基づいて設置した「紀の国森づくり基金運営委員会」において審査をしたうえで、知事が選定します。

なお、県が特に必要と認めた場合、委員会等の場において説明を求めることがあります。

5 その他

詳しくは「紀の国森づくり基金活用事業公募要領」をご覧ください。

6 お問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県庁 農林水産部 森林・林業局 森林整備課 緑化推進班

TEL 073-441-2977 FAX 073-432-5850

または、最寄りの県振興局 林務課まで

※ 紀の国森づくり基金活用事業は、紀の国森づくり税を原資として実施しています。

※ ご応募いただいた事業については、令和2年度予算の範囲内において採択の可否を決定します。



次代につなぐ紀の国の森

お問合せ先	住 所	電 話 番 号
県庁 森林整備課 緑化推進班	和歌山市小松原通 1-1 東別館 3F	073-441-2977
海草振興局 農林水産振興部 林務課	和歌山市小松原通 1-1 南別館 6F	073-441-3366
那賀振興局 農林水産振興部 林務課	岩出市高塚 209	0736-61-0015
伊都振興局 農林水産振興部 林務課	橋本市市脇4丁目 5-8	0736-33-4910
有田振興局 農林水産振興部 林務課	湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1263
日高振興局 農林水産振興部 林務課	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2912
西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7911
東牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	新宮市緑ヶ丘2丁目 4-8	0735-21-9612